

アメリカにおけるソーシャルワークと ケースマネージメントの動向

伊 藤 淑 子

ソーシャルワークに関する日本の理論研究の多くが、アメリカのソーシャルワーク理論の紹介と検討に費やされてきたことは、ここであらためて繰り返すまでもない事実である。それらの成果は多くの研究者たちにより詳細に報告されており、筆者がここで新たに付け加えるべき情報は、ほとんどなきに等しい。

しかしながら、ソーシャルワークという実践的な理論の検討にあたっては、「何が理論として述べられているか」と同時に「現実にはどのような実践がなされているか」という両側面からの検討が重要であると思われる。さらに「現実のソーシャルワーク実践はアメリカの対人福祉サービスの援助ニーズにいかにこたえているのか」という点についての検証は、ソーシャルワークの理論研究を、援助技術理論の自己完結した枠組みの中に閉塞させてしまわないためにも、必要であると考える。

本稿では、以上の視点にたち、20世紀末のアメリカのソーシャルワークの理論と実践について並行して検討を加えていく。その際に、ソーシャルワークの実践動向から大きく影響を受けながら発展してきたアメリカのケースマネージメントとの関連についても、着目をしたいと考える。

I 近年のアメリカのソーシャルワーク理論の動向

1 1970年代までの動向

アメリカのソーシャルワーク理論の歴史は、保守主義とリベラリズムの葛藤の中で形成されてきた歴史でもある。保守主義のルーツは言うまでもなく M. リッチモンドに代表される慈善組織機関 (Charity Organization Society) のソーシャルワーカーであり、リベラリズムのルーツは、J. アダムスに代表されるセツルメントワーカーとに求めることができる。

両者の関係は、アメリカ社会の歴史的な変動を反映しながら変化してきている。

歴史的にみると、リベラル派が優位にたった時期は、3回あったと考えられる。20世紀初頭のリベラルリפורームの時期、1930年代の経済恐慌に始まるニューディール期、さらに1960年代のベトナム戦争に端を発した公民権運動の隆盛期である。しかしいずれの場合にも、リベラリズムの波は持続することなく退潮期をむかえ、その後長期にわたり、「心理社会主義」に代表されるように、援助の焦点を社会的な問題よりは、心の適応の問題に帰していく保守主義がアメリカのソーシャルワークの理論的な支柱となっていくのである。

しかし、リベラリズムの波は、何の痕跡も残

さずに退いていったのではなく、確実な貢献も残していた。リベラル・リפורームの時期にはグループワーク、ニューディール期にはコミュニティ・オーガナイゼーションの理論が形成され、ともすると個人へのケースワークに偏りがちであったソーシャルワーク理論をより豊かなものにした。1960年代から70年代に至る公民権運動期には、システム理論、エコロジーなど、人と環境の相互作用をより構造的に分析する理論が導入され、受け入れられた。この現象は「医学モデル」から「生活モデル」への転換として説明され、日本の多くの研究者や実践家の共感を得てきているところである。

2 1970年代以降の理論動向

現在のアメリカのソーシャルワークの理論動向が、公民権運動期に提出された「生活モデル」の延長線上にあることは、疑問の余地のない事実である。

いわゆる「生活モデル」は、ジェネラリスト・モデルと呼ばれるモデルとして定着した。このモデルによると、ソーシャルワーク実践は、利用者の問題をその家族、地域、さらに大きな社会システムの中で分析し、多様な介入方法を模索する形で行なわれる。介入の中でソーシャルワーカーは単にカウンセリングや面接を行なうだけでなく、社会的弁護者 *advocator* として、積極的な役割をとる。背景となる理論は、システム理論、エコロジーなど人と環境の両面に注目するものであり、人間は生涯にわたり成長するものであるという視点に基づいている。その点で従来からあった心理社会的モデルが、精神分析学などに基づいて成育歴を重視した人格診断を行なう傾向とは、明らかに異なる人間觀を示している。

このジェネラリスト・モデルは、ソーシャルワークのいかなる領域にも共通する基礎理論として取り扱われ、各養成校は、このモデルを基礎的な課程に含めることが義務づけられている¹⁾。ジェネラリスト・モデルは、アメリカの研究者にも大きく評価され、このモデルが「専門職の歴史的なりべらる対保守、事例性対原因の対決を収めた」という理論史的な意味づけもなされている²⁾。

ジェネラリスト・モデルの定着と並行した新たな理論動向としては、文化人類学の影響が指摘されよう。従来からアメリカのソーシャルワーカーたちは、心理学など他分野から多くのものを吸収してきたが、文化人類学が重視されるようになったのは、新たな傾向であるといえる。

アメリカという多民族国家において、人種的マイノリティが最も多くの生活問題をかかえてきたことは想像にかたくないが、有色人種、とりわけアフリカ系アメリカ人に対するソーシャルワーカーの関与は、従来から希薄であった³⁾。スラム街に住む有色人種への援助が、ソーシャルワークの一部と見なされるようになったのは、やはり公民権運動を境にしてのことである。

人種的マイノリティへの関わりは、社会への適応を利用者側の努力に課すという従来のソーシャルワークの考え方を修正する契機をもたらした。援助対象が所属する文化的コミュニティの規範や生活習慣の理解なしには、援助関係が成立しないことが判明したからである。そのため異文化理解の学として発達していた人類学が取り入れられることになった。この背景としてあるのは、異文化を認めて尊重しようとする発想であり、従来のソーシャルワークの視座を転換させるものでもあった。

このようにして理論動向のみをたどっていく

と、アメリカのソーシャルワーク理論は他領域の成果を積極的に取り入れながら、従来の心理志向を脱してより統合され、洗練されたレベルに達したという結論が導き出されてくるのである。

II ソーシャルワーク実践の動向

1 ジェネラリスト・モデルの定着

前述したジェネラリスト・モデルは、実際にどのようにアメリカのソーシャルワークの教育と実践に定着しているのであろうか。

この意味を理解するためには、まずアメリカのソーシャルワーカーの特徴である、職業内の階層分化に注目する必要があろう。

今世紀の初めにスタートしたアメリカにおけるソーシャルワーク教育は、伝統的に大学の修士レベルで行なわれてきており、その水準を守ることが長年にわたりソーシャルワーカーたちの共通の関心であった。このような教育水準の維持は、養成機関から構成される団体により行なわれてきており、現在では1952年に設立されたソーシャルワーク教育協議会 (Council on Social Work Education: CSWE) が、養成課程の認定、カリキュラム基準の設定などについて全面的な権限を持っている。

同協議会が長い議論の末に大学の学部レベルにおけるソーシャルワーカー養成課程（以下 BSW コース）を正式に認定したのは、1974年のことであった。

全米ソーシャルワーカー協会 (National Association of Social Workers: NASW) は、教育課程が認定される 5 年前の 1969 年に BSW に会員資格を与えていた。しかし、1991 年に行なった会員調査によると、学生会員や海外会員

を除いた会員の最終学歴の割合は、博士課程修了が全体の 4.8%、修士課程修了が 87.8% であったのに対し、学士課程修了者は 7.4% にすぎなかった。しかも、1988 年の前回調査時点よりも、比率としては 0.4 ポイント減少していた⁴⁾。この数字からも、BSW がアメリカのソーシャルワーカー集団の中では、少数派に属することが理解できる。

MSW と BSW の専門性に関する認識は明確に区別されており、従事する職域にも差がみられている⁵⁾。一般的にソーシャルワーク専門職と称する場合に対象になるのは修士課程修了以上であり、学士課程を修了したものは、準専門職と見なされる。4 年制の大学教育を受けた BSW が専門職としての評価を受けない現状は、日本人にとっては理解しがたいものである。しかしアメリカにおいては、看護婦、リハビリテーションの各療法士の教育も修士レベルで行なわれているのであり、アメリカにおける学部レベルの卒業資格は、日本における専門学校・短大の卒業資格程度に該当するということを、念頭におく必要があろう。

CSWE が、ジェネラリスト・モデルをソーシャルワーク教育に取り入れるべきであるとの指針を打ち出したのは、1974 年のことであった。この年はさきに述べたように、同協議会が BSW コースを認定した年にあたっている。ここで同協議会は、ジェネラリストの養成は、新たに認可された BSW コースで行なうのが適当であるとの結論を出している。

同協議会のこの結論は、1984 年に一部修正された。修正後には、BSW コースにおけるジェネラリスト基礎コースのプログラム規定に加えて、大学院の修士レベルにおけるソーシャルワーカー養成課程（以下 MSW コース）における

上級 advanced ジェネラリストプログラムも、認定の対象となった。つまり、ジェネラリスト・モデルは修士課程においても教えられるべきであるという結論が明確になったものと思われる。

この過程で、具体的にどのような議論がかわされたのか、詳しい経過は不明であるが、1974年当時のCSWEの方針は、ジェネラリストの実践を必ずしも高い専門性を持つものであると評価していなかったことを窺わせる。1984年にCSWEの方針が修正された背景としては、そのような評価に対する強い批判が存在したであろうことが推察される。しかし、その後の経過をみていると、1984年以降にはほとんどすべてのBSWコースが、ジェネラリスト基礎コースとして位置づけられるようになつた一方、MSWコースにおける上級ジェネラリストプログラムの設置がすすんでいる様子は必ずしもみられていない⁶⁾。

以上のような情報を総合すると、アメリカのジェネラリストの養成は、BSWコースを中心にして定着したとみるのが妥当であろう。言い換えば、ジェネラリストの養成は、より専門性の低い分野として学部レベルを中心になされているということである。心理主義から脱却したジェネラリスト・モデルが理論的には中心的モデルとして高い評価を受けている一方、それを学んだ者が必ずしも職種の中心的な存在として待遇されていない現実とのギャップを、見落してはならないだろう。

2 開業ソーシャルワーカーの増加

BSWがアメリカのソーシャルワーカー集団の中核をなしていないとするならば、その中心にいるのは誰であろうか。修士号を持つMSW

であろうか。この点について考える際に、アメリカには精神療法家としての開業資格を持つ多くのソーシャルワーカーが存在していることを想起しなくてはならないであろう。

開業ソーシャルワーカーの存在は、アメリカのソーシャルワークにみられる大きな特徴であるにも関わらず、日本で議論の対象となることは決して多くない。

1つの理由として、ソーシャルワーカーが精神療法家として開業するという現象が、日本ではきわめて少ない状況にあるために、日本人にとってその実際がイメージしにくいということがあげられよう。2点目には、精神療法を行なう場合の実践理論となるのは精神分析や自我心理学、家族療法など、精神医学や心理学に属する諸理論であるために、ソーシャルワーク理論の系譜を追っていく場合に、その存在が死角に入ってしまったという理由も指摘される。

開業ソーシャルワーカーの数は増加を続けている。1991年の全米ソーシャルワーカー協会の調査によると、134,000人の会員中、15,000人が単独あるいは共同で開業しており、40,000人が仕事のかたわらに何らかの形で非常勤の臨床を行なっていた。1994年には、この数字は、それぞれ20,000人、45,000人程度になっていると記されている⁷⁾。実に、全会員の約3分の1が、何らかの形で私的な実践に関わっているという驚くべき事実がこの数字により示されているのである。

アメリカのソーシャルワーカーが開業を望む理由をバーカーは以下のように説明している。まず大きな魅力は、官僚的な機構から束縛されることなく、自立した専門職としての実践ができることがある。これは、組織の拘束を嫌い自立を重んじるアメリカ人の志向を反映している

といえよう。次の魅力として、高収入があげられる。精神療法では契約のもとに一定の報酬をクライエントから受け取るが、一時間あたりの報酬は、機関で働く場合の時間給とは比較にならないくらい高額である。また、それだけの報酬を支払うクライエントの動機づけは当然高いのであり、それもまた魅力の1つになっているという。

さらに開業する場合には、自分の職業環境を思い通りに整えられるという利点がある。スケジュール、オフィスの設定から、援助の方針に至るまで、開業しているソーシャルワーカーは自分で定めることができる。また、機関に長期間勤めていると昇進して管理職になることも多く、かえって臨床ができなくなってしまうために、臨床を続けたいと望む人々が開業を選択することもある。さらに、近年のサービス費用の削減のために、仕事を失った人々がやむを得ず、開業を選択する場合もあるという⁸⁾。

これだけ多くのソーシャルワーカーの開業が成り立つ背景として、アメリカにおける精神療法の需要が他国と比較して非常に高いことがあげられよう。また、1930年代から精神分析の影響を強く受け、「心理社会的援助」の伝統を育ててきたアメリカのソーシャルワーク教育が、この需要に合致する人材を供給できていることも、見過ごせない要因である。

アメリカのソーシャルワーカーたちが持つ開業への憧憬は、日本人の想像をはるかに越えていている。ソーシャルワーカー養成課程にある多くの学生が将来的な展望として開業を志向するばかりではなく、むしろ精神療法家になる最短コースとしてソーシャルワーク養成課程を選ぶものも少なくないといいう⁹⁾。

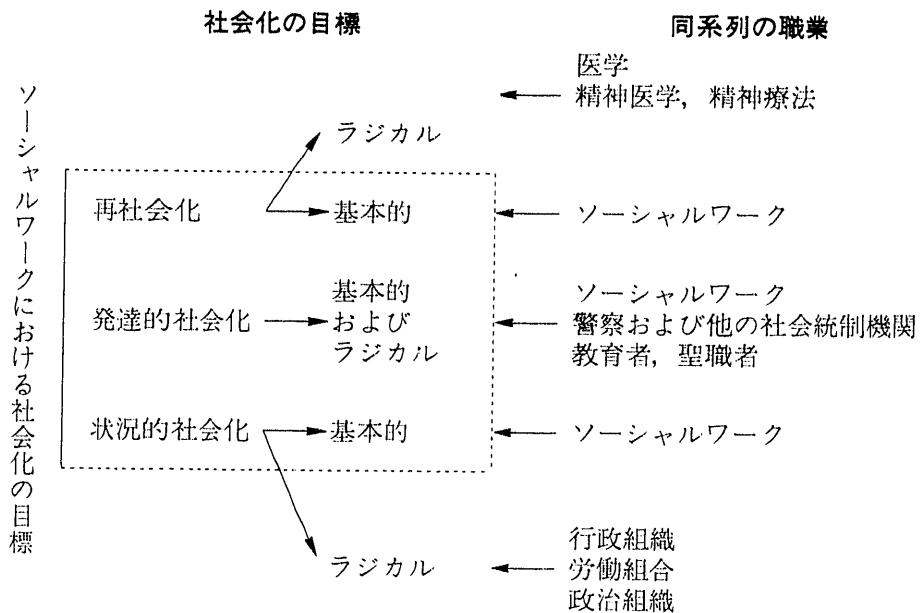
このように、一方では開業ソーシャルワーカー

一から他方ではジェネラリストまでを擁して成り立っているアメリカのソーシャルワークの多様性を、肯定的に評価することも可能であろう。しかし、多様性ということばで表現されていても、開業ソーシャルワーカーがその階層構造の頂点にあり、ジェネラリストが下位に置かれているという現状は、冷静に受け取る必要があるのでないだろうか。

このような動向を正面から批判する研究者がどの程度アメリカ内部に存在しているのか、把握することは容易ではない。日本人からみて、明確に確認できる存在としては、H. スペクトの名があげられよう。スペクトは1970年以降、アメリカのソーシャルワーカーの機能と役割、課題を対人福祉サービスとの関連で論じ続けており、その批判も提言は常に明確で具体的である。彼は1972年に、多くの高学歴ソーシャルワーカーの関心が、通常の社会福祉サービス場面から離れ、その業務の遂行責任を非専門職に渡してしまったという「脱専門職化現象」を指摘し、注意をうながした¹⁰⁾。

さらに、それ以降のソーシャルワーカーの開業志向の高まりについても、懸念を表明し続けている。彼はソーシャルワークの使命を「社会化 socialization」という用語で概念化し、一方では精神療法を、他方では政治的組織化活動を除外した中間にソーシャルワーク実践の領域を定めている(図1)。精神療法や政治的な活動の意味を否定するものではないが、それらがソーシャルワークの対象領域とされる必要はなく、「すべてのソーシャルワークの実践は困っている人へのサービスの提供を中心的課題とすべきである¹¹⁾」というのが彼の明快な結論である。

スペクトが指摘し続けてきたように、アメリカのソーシャルワーカーが満たしているニーズ



資料出所：京極高宣、高木邦明監訳 1991『福祉実践の新方向－人間関係と相互作用の実践理論』中央法規出版、P 91

図1 ソーシャルワーク実践、社会化の目標および同系列の職業

は「困っている人へのサービス」とは乖離している現状にあるが、現在のところその傾向は昂進こそすれ、修正される兆しはみられない。

この傾向の中で1970年代に登場してきたのが、新たな準専門職であるケースマネージャーであるといえよう。

III ケースマネージメント理論の動向

アメリカの対人福祉サービスの中で、ケースマネージメントが重要なキーワードとして登場するようになったのは、1970年代のことである。ケースマネージメントは、在宅福祉サービスの需要の高まりの中で、サービスの効率的な供給を実施するための新たな技術として、アメリカのみではなく、イギリス、カナダ、オーストラリアなどの国々でも導入がはかられたが、具体的な実践の主体や方法は、各国により相違がみ

られる。ここで論じるのは、ケースマネージメント一般についてではなく、あくまでもアメリカのケースマネージメントであることをお断りしたい。

アメリカのケースマネージメントは、高齢者、障害者、児童などの各領域に取り入れられ発展してきたが、要介護高齢者と精神分裂病などに代表される慢性精神疾患患者の領域で、特に発展がみられる。

アメリカのケースマネージメントの特徴は、前述したソーシャルワークの脱専門職現象と関連づけて理解することができる。つまり、ケースマネージャーたちも脱専門職現象の中で生じてきた非専門職集団であるということである。

アメリカのケースマネージメントについては、すでに多くの報告がなされているので、ここであらためて繰り返す必要はないであろう。ケースマネージメント理論は、日本においても

大きな関心を持って迎えられた。その理由として、個別援助から地域チームのコーディネーションに至る実践の構造が平易に解説されており、緊急に求められていた在宅福祉サービスの方法論的な枠組みを提供したこと、全体にきわめて具体的な手順論として展開されているために理解がしやすいこと、などがあげられよう。また、1970年から80年にかけてのアメリカでは、ケースマネージメントの効果を立証する論文が次々に報告され、その技術はサービスの水準を高めるものという認識が一般化した。

しかし、アメリカのケースマネージメントの一般的な総論や、効果測定などの実証的研究を離れて、援助技術論としてのケースマネージメントを評価しようとすると、その作業は予想外に困難になってくる。ケースマネージメント技術の中核となるのは、ソーシャルワークの場合と同じくアセスメントであるが、多くの場合提示されているのは、膨大なアセスメント・フォームとその記入方法のマニュアルにすぎない。アセスメント・フォームは、一般的にチェックリスト方式で構成されているが、それがほとんど専門的な知識を持たない人間でも記入できるような様式になっていることは一見して明らかである。アセスメントとは本来、その職種に共有されている専門的判断を意味しているのであり、こうした様式の中でチェックされた膨大な情報の集積をアセスメントと称することは、やや無理があるようと思われる。

個別的な評価の技術の洗練度が決して高くないのみならず、地域の多職種チームのコーディネーションをすすめるための具体的なスキルや、スキルの前提となる基礎理論の提示は必ずしも充分になされていない。

一方、近年ではアメリカにおいても、ケース

マネージメントの有効性に疑問を提出する論文が出されている。例えばペンシルバニア大学のR.A. Cnaanは、ケースマネージメントに対する疑問を18項目にわたり提出し、ケースマネージメントの有効性を支持した先行研究に対する疑問を披瀝している¹²⁾。いずれの論点についても、多くの検討材料が駆使され、緻密な理論展開がなされている。

IV ケースマネージャーの現状

前述のCnaanの論文においては、18項目にわたりケースマネージメントへの批判が展開されていたが、その中の7項目は特にケースマネージャーの役割の限界の指摘にあてられており、ケースマネージャーの置かれた現状を知る手がかりを提供している。

それらの7項目は以下のようである。

1点目はケースマネージャーの専門性についてである。ケースマネージャーの多くは学部卒、短大卒、場合によっては高卒者である。したがって「ケースマネージメントとはしばしば、より専門性の少ない人々、言い換ればより報酬の安いワーカーたちによって行なわれているケースワークだと受け取られているにすぎない」という表現により、ケースマネージャーの専門性に対する疑問が提出されている。これは、前述した脱専門職現象とケースマネージャーの存在を関連づけているといえよう。

2点目には、こうした準専門職をケースマネージャーとして雇用することが、結果としてサービスの分断をもたらし、ケースマネージメントの本来の目的と矛盾する結果を招くという点である。従来は、専門職が治療者、カウンセラー、プローカー、社会的弁護者の役割を果たし

ていた。それが現在は、専門職と準専門職であるケースマネージャーとの間で役割が分けられてしまっているという指摘である。

3点目は、クライエントを擁護するために家族や地域のチームと協業するということになっているケースマネージャーの地位が、実は専門職のヒエラルキーの最下層に置かれているという矛盾である。

4点目に、ケースマネージャーはクライエントの社会的弁護者としての役割を負わされているが同時に、自身は機関に雇用されていることからくる限界である。ここでは、「クライエントのニーズが機関の方針とぶつかった場合に、ケースマネージャーは機関に対してクライエントを擁護しなければならないだろう。専門職の階層の最下位にいるものにとって、これは脅威ですらある。」と述べられている。

5点目にあげられているのは、ケースマネジメントの費用効果である。一般的に報酬が安いケースマネージャーが援助にあたった場合には、費用効果が高いと言われているが、むしろそれは専門性の低いケースマネージャーがサービスのゲイトキーパーの役割を果たしているからではないかという疑問が提出されている。

6点目に、ケースマネージャーの業務の性質上、援助の継続性が重要であると思われるが、実際には多くのケースマネージャーは約2年程度で「燃えつき症候群」のために離職しているという点である。将来性のないキャリアの上に、業務上のストレスが主な理由であるという。

7点目として、チーム実践は、個人の実践よりもより効果的であることが証明されているにもかかわらず、ケースマネージャーは個々で実践をしていて、チームメンバーに出会うことは少ないという点が指摘されている。

筆者の限られた経験の範囲から述べると、以上の指摘は、アメリカで対人福祉サービスに関する人々にとっては、あらためて指摘するまでもない事実として共通の認識となっているようと思われる。しかしこうした事実は従来の先行研究の中では、論点としてとりあげられることが少なかった。そのために、特に海外の研究者は、肯定的な側面を中心にアメリカのケースマネージメントを理解してきた傾向は否定できないのではないだろうか。

Cnaanは論文の冒頭で「多くの国々がアメリカをモデルとする傾向があるが、諸外国のソーシャルワーカーや対人福祉の専門職の人々は、自分の国の文化的・経済的な状況と向き合い、それらの問題に照らした時に、ケースマネージメントが真に有効であるのかをまず検討すべきであろう。」と述べているが、これは真摯に受け止めるべき提言であると思われる。

たしかにケースマネージメントの登場は、1970年代以降、アメリカのみならず多くの国々の対人福祉サービスに大きなインパクトを与えた現象であり、常に注目すべき重要な論点である。しかしその場合にも、ケースマネージメントはそれが導入される時点のその国の到達点と限界の双方を如実に反映しているのだということを忘れてはならないであろう。言い換れば、アメリカのケースマネージメントは、1970年代のアメリカの社会福祉サービスとソーシャルワークの到達点と限界の反映でもある。

サービスと専門職の到達点が大きく異なる日本に、アメリカのケースマネージメントを直接導入することは非現実的であるし、まして日本のサービス供給における諸問題を解決してくれる魔法の技術でもあるかのような期待をいだくことは危険ですらある。日本におけるケースマ

ネーディメントの確立にあたっては、その主体、内容、方法があらためて考え直される必要がある¹³⁾。

V 國際的理論形成の時代

以上、1970年代以降のアメリカのソーシャルワークとケースマネージメントの理論と実践について、検討を行なってきた。ソーシャルワークについても、ケースマネージメントについても、理論と現実のギャップの存在は明らかであり、アメリカの理論を忠実に導入してきた日本の方法への反省をせまるものであろう。

しかし、アメリカのソーシャルワークを理想化し、そこから学び取ろうとする態度は必ずしも日本にのみ見られた現象ではない。現在でもアメリカのソーシャルワーク大学院には、世界中からの留学生が存在しているが、多くの者は自国に帰った後に教職につく前提で学んでいるのである。

アメリカのソーシャルワーク理論が国際的なリーダーシップをとってきた背景には、それなりの根拠が存在している。最も大きな理由は、アメリカの中で次々に登場した理論家が、完成度の高いモデル理論を形成してきたことにある。これらの理論は高度に構造化されており、異文化圏のソーシャルワーカーたちにも学びやすいかたちで提示された。また、古くは精神分析学に始まり、近年ではシステム理論、エコロジー、文化人類学など、他領域の成果を速やかに取り入れる先見性など、見習うべき点が多い。

しかし他方では、このようなアメリカのリーダーシップも薄れつつある現象が見いだされる。ブラウンズとクレイマーは、ヨーロッパ各国のソーシャルワーク教育に関する著書の中

で、近年に見られる傾向の1つとして「ヨーロッパ化（非アメリカ化）」をあげている。そこでは、ヨーロッパにおいてもアメリカの理論的な影響は非常に強かったが、徐々に脱しつつあり、ケースワーク、グループワーク、コミュニティワークの3分法からコミュニティワークに焦点をあてた全体的あるいは統合的アプローチに変わりつつあるという説明がなされている¹⁴⁾。

筆者も、アメリカのソーシャルワーク理論が国際的な優位性を持続できる時期は、今後長くは続かないであろうと考えている。

ソーシャルワークに限らず、1つの技術が国際的な広がりの中で議論されるためには、その技術が使用される環境条件が完全にではなくとも、ある程度まで一致している必要がある。技術としてのソーシャルワークが使用される環境条件とは、対人福祉サービスの成熟度を意味していると考えてよいだろう。それらの条件を要約すると、高齢者や児童など家族構成員に対する対人福祉サービスニーズの増大、在宅サービスおよび施設と在宅の中間に位置する諸サービス開発の必要性、それにあわせて、地域および機関におけるチーム実践の重要性、であり、さらにこれらのニーズに対応することが社会の責任であるという認識の一般化である。また他方では、精神療法やカウンセリングなど「心の問題」に対する援助ニーズの増大も指摘される。

各国におけるこれらの条件は20世紀の末になった現在、ようやく一致してきたと考えてよいのではないだろうか。日本といえば、ゴールドプランが策定され「社会福祉士および介護福祉士法」が成立する一方で、ソーシャルワーカーの開業が部分的にではあるがみられるようになった1980年代の後半の時期がこれにあたるといえよう。

このような条件がある程度一致した時に、広範囲に存在する対人福祉サービスニーズに対して、その国のソーシャルワーカーたちがどのように応えてきたのか、相互の比較も可能になろう。さらにその中で、各国がモデルとしてきたアメリカの特徴もまた明らかになってくるであろう。精神療法の普及の状況から推測して、ソーシャルワーカーの多くが精神療法に従事するという状況がアメリカ以外の国で起きてくる可能性はほとんどないとみてよい。今後、ソーシャルワークが国際的に共通の理論的な土俵を得るにつれて、アメリカ1国のみが持つ特殊性が周囲に認識されてくるであろうし、厳しい国際的な批判にさらされることになるのではないだろうか。

アメリカのソーシャルワークを批判する以上、他国のソーシャルワーカーたちは、アメリカのソーシャルワーク理論に一方的に依存することはできなくなってくる。各国のソーシャルワーカーが、それぞれの国と文化の独自性に基づいた理論を形成する必要があることはもちろん、他方では独自性を越えて共通性を明確にするような、国際レベルの理論形成も求められるであろう。実際に、それは可能な時期に来ていると考えてもよいのではないか。

今世紀のソーシャルワークは、アメリカ1国の強力なリーダーシップによって支えられていたといっても過言ではない。21世紀には、国際的な協業によるソーシャルワーク理論の創出が追求されるべきであろう。その作業は、ヨーロッパ、アジア、アフリカのソーシャルワーカーたちが、それぞれの文化を背景に参加することにより、遂げられるであろう。そしてその仕事がある程度完成した時に、アメリカのソーシャルワーク理論が、この職業の出発にあたって行

なった多大な貢献が、再び評価される時が来るのではないだろうか。

注・参考文献

- 1) Hopps, J.G., & Pauline, M.C., 1995 "Social Work Profession Overview" in *Encyclopedia of Social Work*, 19th ed., Vol. 3, NASW, p. 2279
- 2) アンソニー・H・イシサカ 1994 「アメリカにおける社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）の現状と展望」『社会福祉援助技術の現状と展望—社会福祉援助技術の理論と実践の融合を目指して』電気通信共済会, p. 27
- 3) 拙稿 1995 「アメリカのソーシャルワーカーの『貧困の文化』」一番ヶ瀬康子編『21世紀社会福祉学』有斐閣, pp. 288-301
- 4) Gabelman, M., & Shervish, p.h., 1993 "Who we are—The Social Work Labor Force as Reflected in the NASW Membership", NASW, p. 22
- 5) 高田真治 1986 『アメリカ社会福祉論—ソーシャルワーク・ワークとパーソナル・ソーシャル・サービス』海声社, pp. 75-96
- 6) Landon, P.S., 1995 "Generalist and Advanced Generalist Practice" in *Encyclopedia of Social Work*, 19th ed., Vol. 3, NASW, p. 1103
- 7) Barker, R.L., 1995 "Private Practice", in *Encyclopedia of Social Work*, 19th ed., Vol. 3, NASW, p. 1905-1906
- 8) Barker, R.L., Ibid, p. 1908
- 9) Kargaer H.J., 1989 "Fast track to the Single", *Social Work*, Vol. 34, pp. 566-567
- 10) Specht, H., 1972 "The Deprofessionalization of Social Work" *Social Work*, Vol. 17, No. 2, pp. 3-15
- 11) Specht, H., 1988 "New Directions for Social Work Practice" *Prentice Hall*, 京極高宣, 高木邦明監訳 1991 『福祉実践の新方向—人間関係と相互作用の実践理論』中央法規出版, p. 92
- 12) Cnaan, R.A., 1994 "The New American Social Work Gospel: Case Management of

- the Chronically Mentally Ill" *British Journal of Social Work*, Vol. 24, pp. 533-557
なお著者の Cnann は、アメリカで教職につく以前はイスラエルの政策立案の要職にあつた。
- 13) 従来紹介されてきたケースマネージメント理論は、アメリカからの直輸入が多く、日本への適用可能性は証明されなかった。1996年に竹内孝仁により提示されたモデルは、イギリスの理論を参考に日本の状況を配慮して独自に作成されたものであり、高い完成度を示している。但しその適用にあたっては検討の余地が多く残されており、今後の議論のための「た
- たき台」としての価値が大きいと思われる。
竹内孝仁 1996 『TAKEUCHI 実践ケア学: ケアマネジメント』医歯薬出版
- 14) Brouns, H.J. & Kramer, D., 1986, "Social Work Education in Europe: A Comprehensive Description of Social Work Education in 21 European Countries" *Eigenverlag Des Deutschen Vereins Fuer Oeffentliche und Private Fuersorge*, 古瀬徹, 京極高宣監訳, 1987 『欧米福祉専門職の開発』全国社会福祉協議会, pp. 24-25
(いとう・よしこ 北海道医療大学教授)